

飯田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

飯田市長 佐 藤 健

飯田市条例第 1 号

飯田市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

飯田市議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年飯田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 30 条第 2 項中「実施機関」を「議長」に、「公文書」を「行政文書」に改める。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 50 条の見出し中「審議会」を「審査会」に改める。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める改正規定及び第 12 条第 5 項の表の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行の日から、第 53 条から第 55 条までの改正規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 第 53 条から第 55 条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。